

高知県震災復興都市計画指針（手引書）

改訂の概要

改訂の背景・着眼点

背景

- 東日本大震災の発災以降、復興期間10年間を経過し「復興・創生期間」が終了。
- 平成28年4月に熊本地震、平成30年6月に大阪府北部地震、北海道胆振東部地震が発生。
- 地震災害以外の大規模災害として、平成30年7月豪雨など、激甚化・頻発化する風水害、平成28年12月の糸魚川大火(風害)では、密集市街地における大規模火災が発生。高知県においても発生しうるこれらの大規模災害からの復興まちづくりも念頭に備えておく必要がある。
- 事前の取組として、県(危機管理部)では、「高知県事前復興まちづくり計画策定指針」、「高知県復興方針(草案)」を策定、市町村では、「事前復興まちづくり計画」策定に向けた取組が進んできたことから、本手引書に基づく取組との調整が必要となった。



主な改訂ポイント

- 東日本大震災による津波被害からの市街地復興事業の検証結果に基づく「津波被害からの復興まちづくりガイダンス(改訂版)」、「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」、「事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン」等を示された新たな知見、事例の追記、時点更新を行う。
- 指針の名称は、高知県大規模災害復興都市計画手引書とする。
 - 対象とする災害は、震災に限定せず、大規模災害からの復興に関する法律第二条第一号及び第九号に定義された特定大規模災害等を想定する。
 - 震災以外の大規模災害からの復興事例等も追記する。
- 編構成は、【被災後の手続き編】と【事前の取組編】とする。
- 「大規模災害からの復興に関する法律」、「高知県事前復興まちづくり計画策定指針」等との位置付けを整理する。

高知県震災復興都市計画指針(手引書)【手続き編】【計画編】平成28年3月



名称変更

高知県大規模災害復興都市計画手引書【被災後の手続き編】【事前の取組編】令和6年8月

想定する災害

対象とする災害は、大規模災害からの復興に関する法律第二条第一号に規定された**特定大規模災害**、及び第二条第九号に規定された政令で指定する**非常災害**を想定する。

- ・ 南海トラフ地震は、東日本大震災と同等以上の被害が想定されることから、「特定大規模災害」となることも念頭に置く必要がある。
- ・ 著しく異常かつ激甚な「非常災害」として政令で指定された場合は、災害復旧事業に係る工事の国等による代行が可能となる。
- ・ 対象として主に南海トラフ地震を想定しているが、近年激甚な災害が頻発していることを踏まえ、地震以外の大規模災害についても事例等を記載した。

大規模災害からの復興に関する法律
(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 **特定大規模災害** 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置されたものをいう。

九 特定大規模災害等 特定大規模災害その他著しく異常かつ激甚な**非常災害**として政令で指定する災害をいう。

大規模災害からの復興に関する法律の概要

平成25年6月21日公布

背景

東日本大震災の教訓と課題を踏まえた復興の枠組みの創設

東日本大震災を踏まえた法制上の課題のうち、緊急を要するものについて措置した平成24年6月の災害対策基本法の改正法の附則及び附帯決議で、引き続き検討すべきとされた復興の枠組みについて、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の最終報告(同年7月)も踏まえ、あらかじめ法的に用意するもの。

法律の概要

1 復興に関する組織等

● 復興対策本部の設置

内閣総理大臣は、大規模災害が発生した場合において、復興を推進するために特別の必要があると認めるときは、内閣府に復興対策本部を設置することができるものとする。

● 復興基本方針の策定

政府は、当該災害からの復興のための施策に関する基本的な方針を定めるものとする。

2 復興計画の作成等

● 大規模災害を受けた市町村が、土地利用の再編などによる円滑かつ迅速な復興を図るため、政府の復興基本方針等に即して、復興計画を作成できるものとする。

● 大規模災害を受けた都道府県が、復興基本方針に即して、都道府県復興方針を定めることができるものとする。

3 復興計画等における特別の措置

● 復興計画に関する協議会を設けて、そこでの協議等を経た復興計画を公表することで、土地利用基本計画の変更等をワンストップで処理できるものとする。

● 復興計画に記載された復興整備事業について、許可等を緩和する特例を設けること。

● 復興の拠点となる市街地を整備するため一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画を設けること。

● 大規模災害を受けた市町村等からの要請により都道府県等が都市計画の決定等を代行できるものとする。等

4 災害復旧事業に係る工事の国等による代行

● 大規模災害による被害を受けた地方公共団体を補完するため要請に基づいて、漁港、道路、海岸保全施設、河川等の災害復旧事業について国等が代行できるものとする。

5 その他

● 国は、大規模災害が発生した場合、特別の必要があると認めるときは、別に法律で定めるところにより、復興のための財政上の措置等を速やかに講ずるものとする。等

著しく異常かつ激甚な 非常災害

緊急災害対策本部の設置

政令で指定

特定大規模災害

非常災害

法律の概要
1～5に示す措置等
が適用される

災害復旧事業に
係る工事の国等
による代行

- ・ 特定大規模災害が発生した場合は、被災市町村において法に基づく復興計画の作成等が行われ、計画に沿って復興都市計画事業等が進められることとなる。
- ・ 政令に基づく非常災害に指定された場合等においても、法に基づく位置付けではないものの、被災市町村において復興計画の策定と復興都市計画事業等が実施されていることから、これらの事例等も記載した。

非常災害に指定された近年の事例

- ・ 平成28年熊本地震
- ・ 東日本台風(令和元年台風19号)
- ・ 令和2年7月豪雨
- ・ 令和6年能登半島地震

手引書の構成(新旧対照)

現行手引書

高知県震災復興都市計画指針(手引書) 【手続き編】	
第1章	高知県震災復興都市計画指針(手続き編)の概要
第2章	第一次建築制限
第3章	第二次建築制限〔または災害危険区域による制限〕
第4章	地区の復興まちづくり
第5章	県・市町村職員行動手順

高知県震災復興都市計画指針 【計画編】	
第1章	高知県震災復興都市計画指針【計画編】の概要
第2章	事前復興計画
第3章	地区の復興まちづくり計画
第4章	震災復興都市計画指針の模擬訓練
第5章	参考文献

改訂版

高知県大規模災害復興都市計画手引書 【被災後の手続き編】	
第1章	【被災後の手続き編】の概要
第2章	第一次建築制限
第3章	現在位置による復興手続き
第4章	移転による復興手続き
第5章	地区の復興まちづくり
第6章	県・市町村職員行動手順

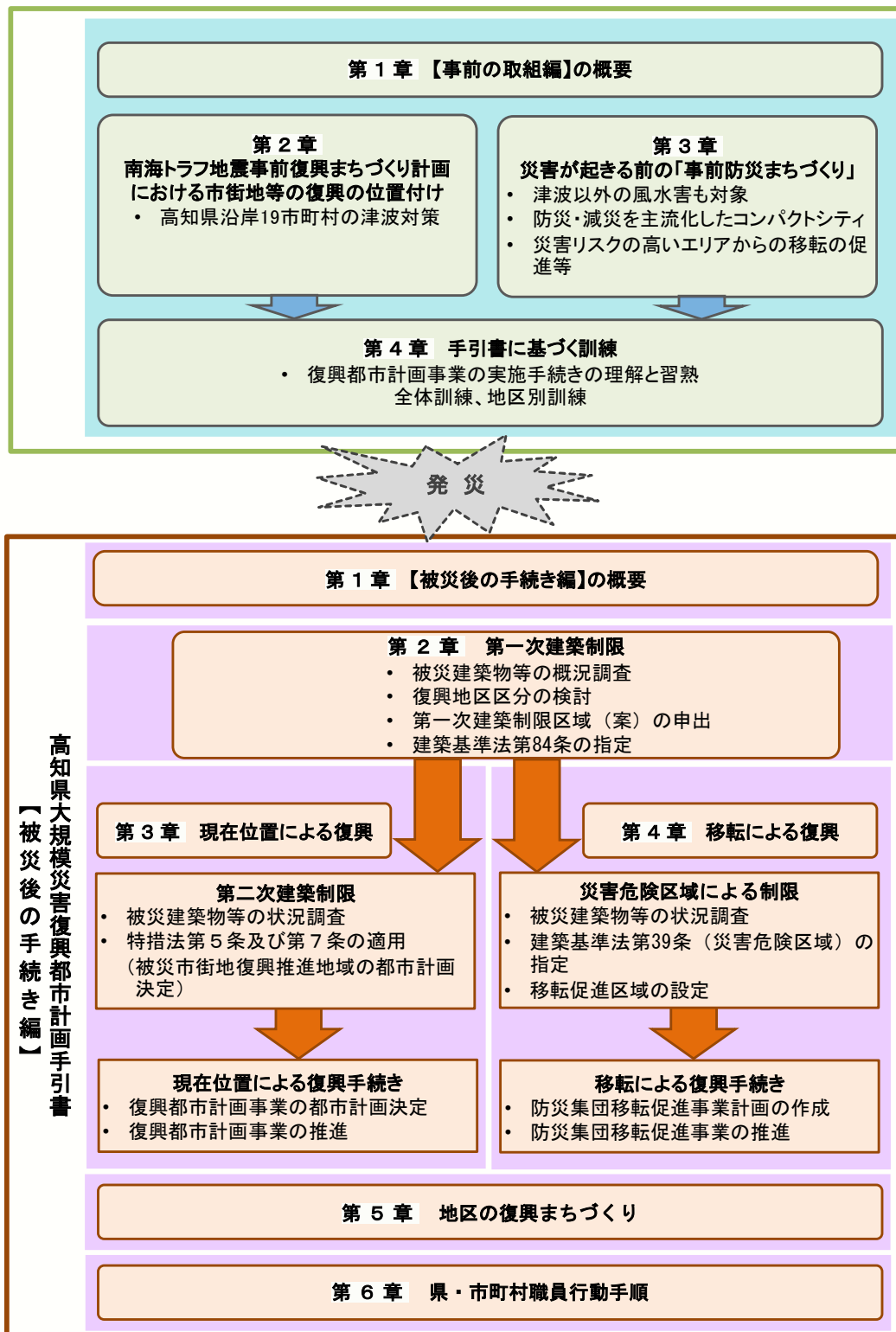
高知県大規模災害復興都市計画手引書 【事前の取組編】	
第1章	【事前の取組編】の概要
第2章	南海トラフ地震事前復興まちづくり計画における市街地等の復興の位置付け
第3章	災害が起きる前の「事前防災まちづくり」
第4章	手引書に基づく訓練
第5章	参考資料

改訂版の構成イメージ

事前の準備

発災

復興整備事業の推進



手引書の位置付け

事前の取組

高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例

南海トラフ地震対策行動計画

令和4年度
策定

高知県復興方針(草案)

令和3年度
策定

高知県事前復興まちづくり計画策定指針

【市町村】事前復興まちづくり計画

市町村 復興に関する事前準備

- 市町村の現状整理と課題分析
- 復興方針・目標
- 復興組織
- 復興業務手順書
- 計画の対象区域・対象地区

地区 事前復興まちづくり計画(案)

- 地区の現状整理と課題分析
- 事前に取り組む施策・事業の検討
- 地区の事前復興まちづくり計画
(縮尺2万5千分の1以上の地形図)

土地利用の検討

現位置 での復旧	拠点整備	現在位置 での面整備	高台移転
災害復旧等	津波防災 拠点整備 事業等	土地区画 整理事業等	防災集団 移転促進 事業等

手引書【事前の取組編】

▶復興都市計画事業の事前検討、手引書に基づく訓練

被災状況に合わせて
速やかに計画策定

被災後の手続き

大規模災害からの復興に関する法律(平成25年6月)

【国】復興基本方針(法第8条)

【都道府県】復興方針(法第9条)

【市町村】復興計画(法第10条)

- 復興計画の区域
- 復興計画の目標
- 復興に関しての基本事項・土地利用基本方針
(縮尺2万5千分の1以上の地形図)
- 復興整備事業とその実施主体等
- 復興整備事業と一体になって必要な事業
- 復興計画の期間

土地利用の検討

高台移転	現在位置 での面整備	拠点整備	現位置 での復旧
防災集団 移転促進 事業等	津波防災 拠点整備 事業等	津波防災 拠点整備 事業等	災害復旧等

復興計画の
一部を構成

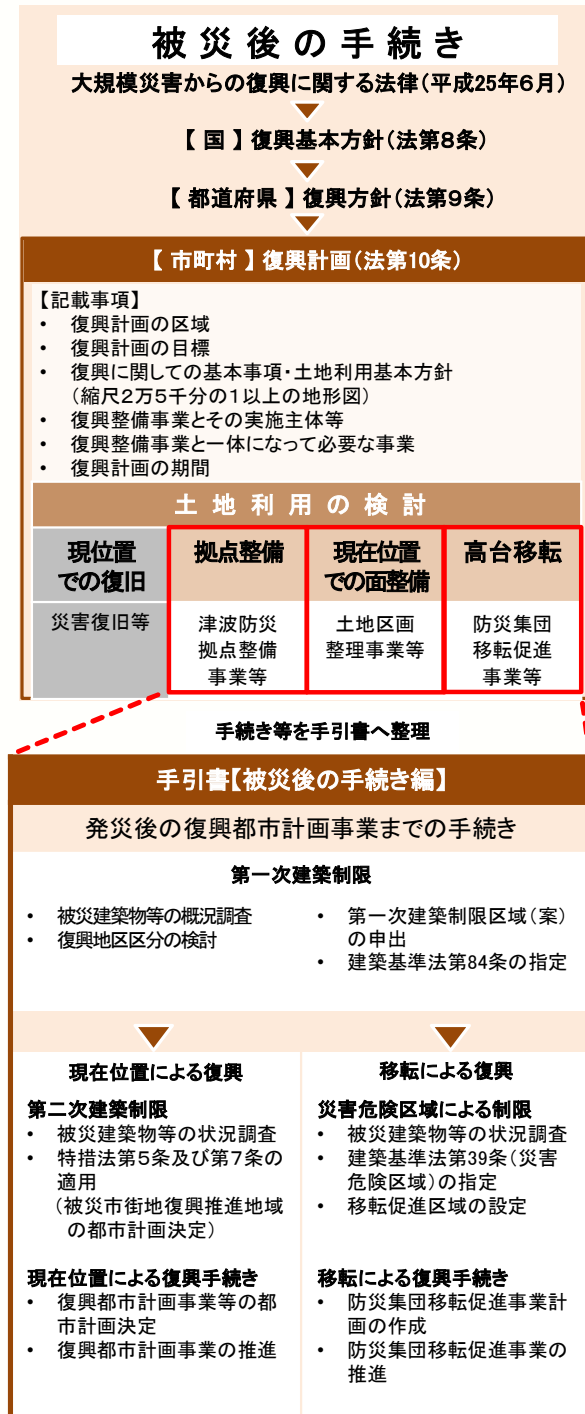
手引書【被災後の手続き編】

▶手続きのとりまとめ、解説

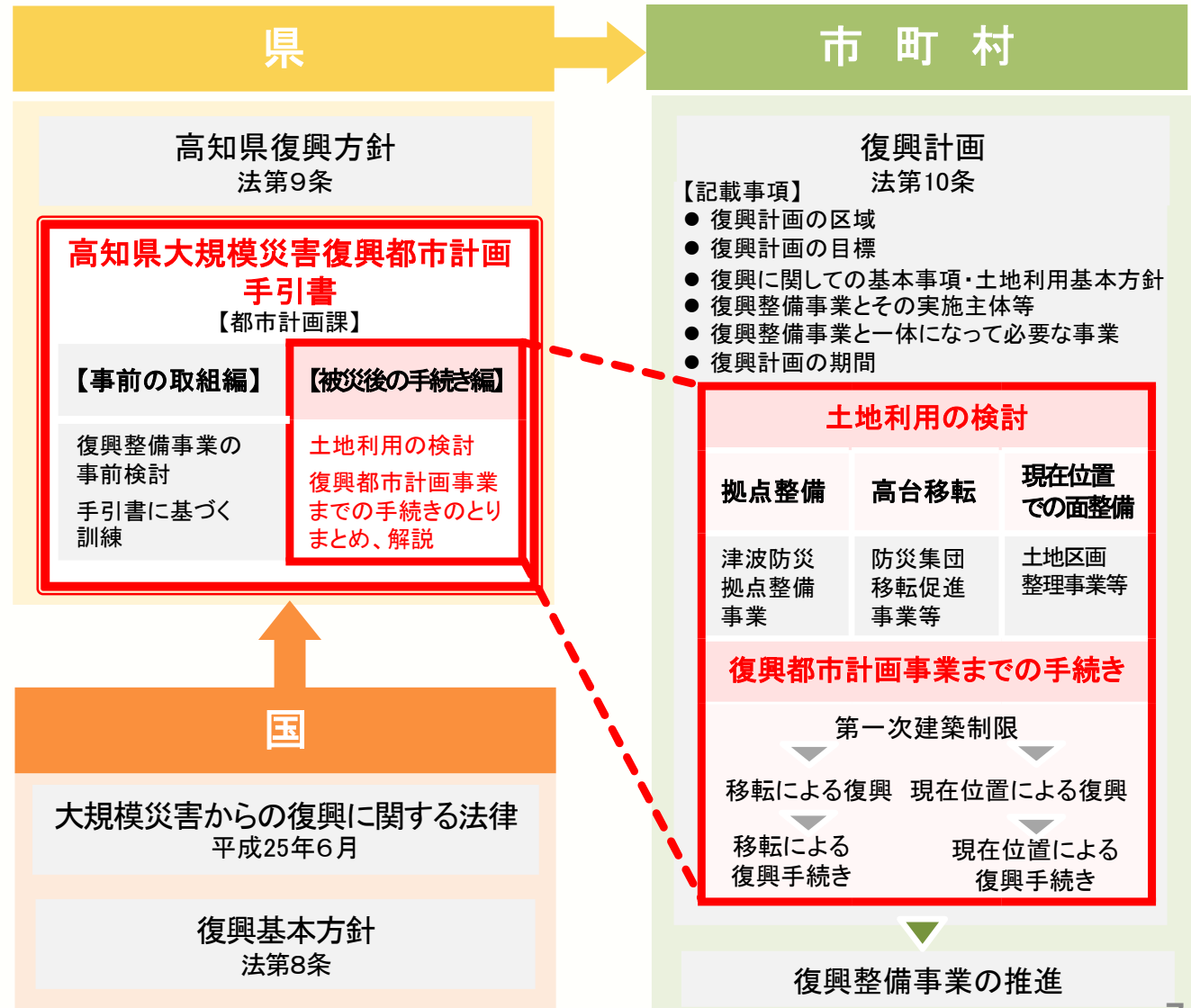
被災後の手続き

国・県・市町村の役割

高知県大規模災害復興都市計画手引書 【被災後の手続き編】



- 特定大規模災害を念頭に置いて役割分担を整理
- 非常災害等の場合においても、被災市町村において復興計画の策定と復興都市計画事業等が実施される場合を想定
- 特定大規模災害に指定されない場合は、法に基づく計画策定等による特別な措置は適用されない

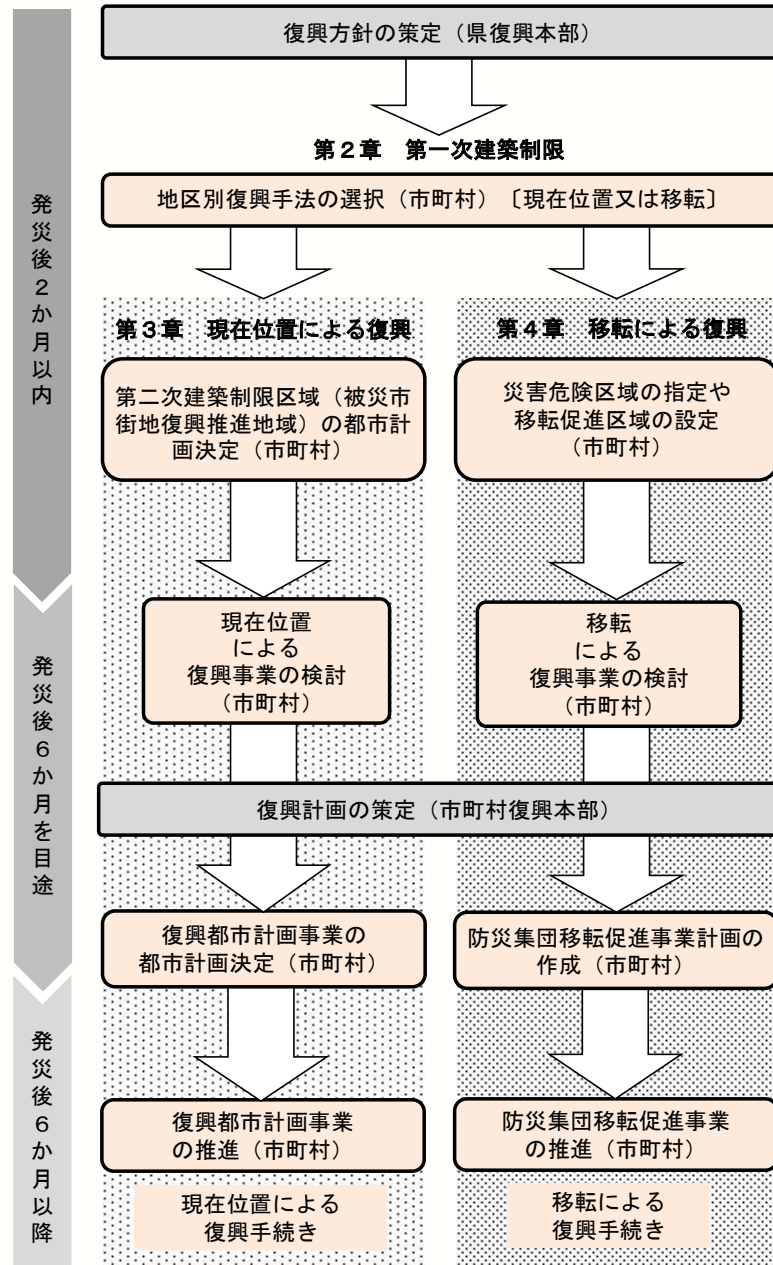


手続きのフロー

各章の冒頭に手順のフローを記載（役割分担を明確化）

高知県大規模災害復興都市計画手引書 【被災後の手続き編】

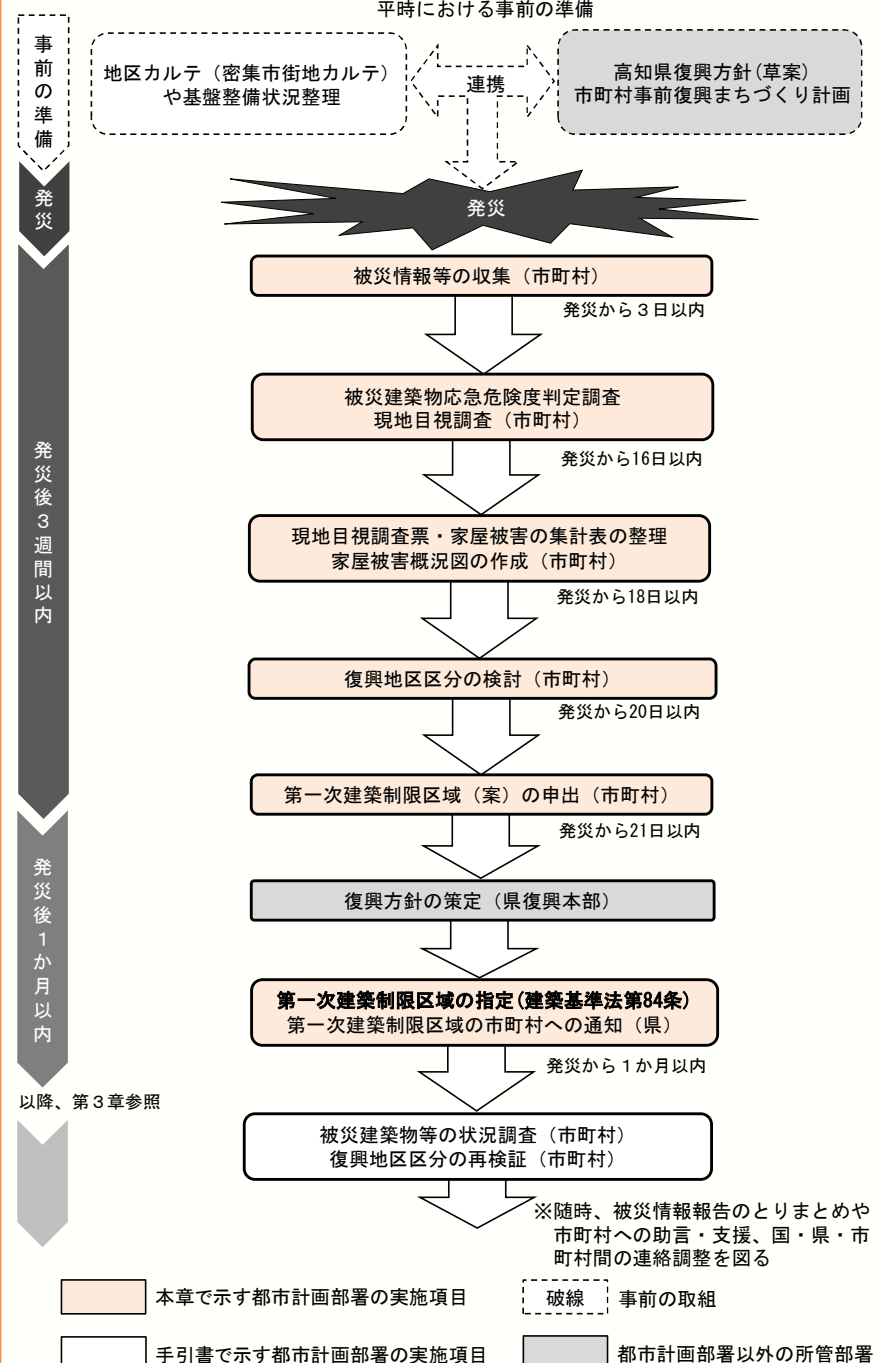
【現在位置又は移転による復興の事業推進フロー】



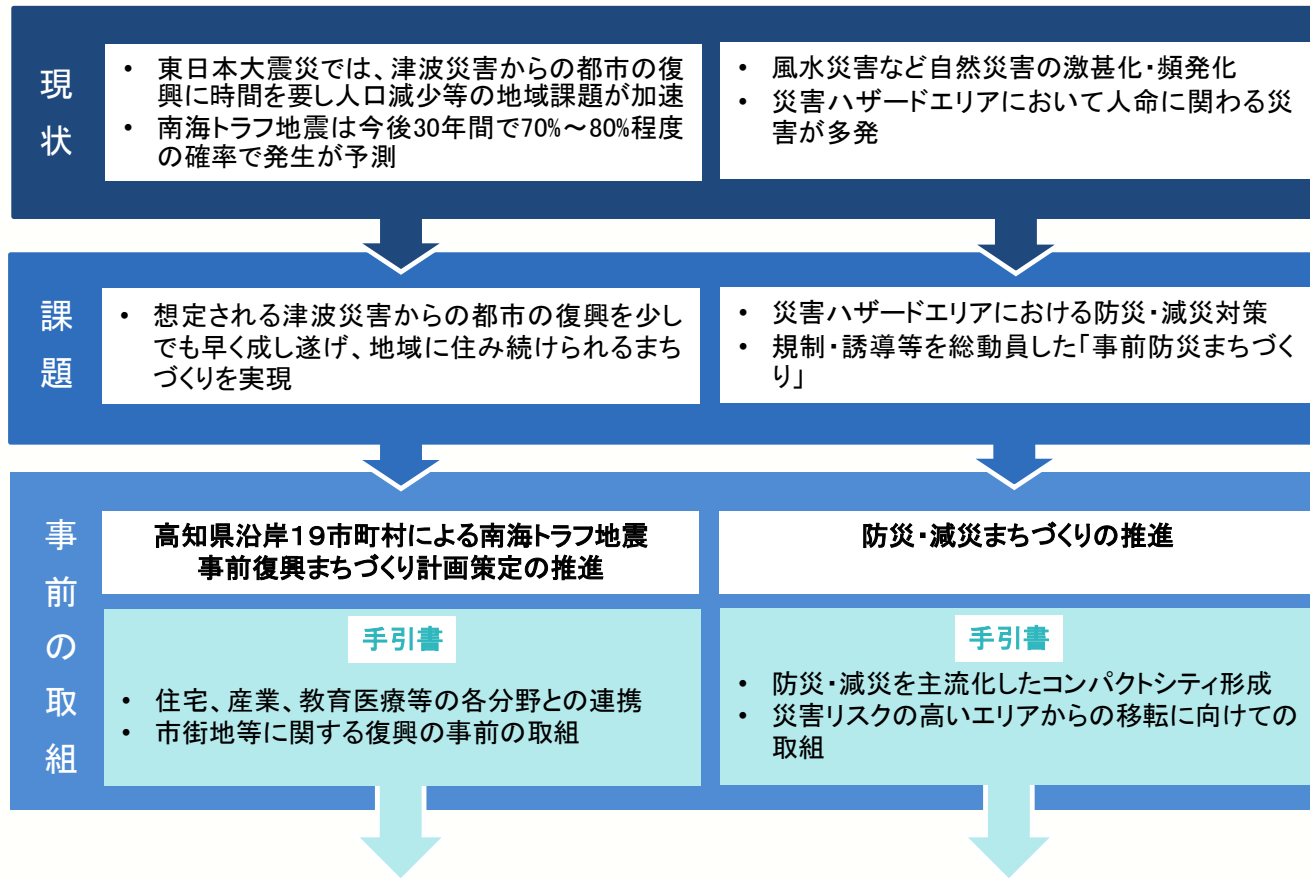
手引書で示す都市計画部署の実施項目

都市計画部署以外の所管部署

【第一次建築制限までのフロー】



事前の取組に対する現状と課題



高知県大規模災害復興都市計画手引書【事前の取組編】の構成

南海トラフ地震事前復興まちづくり計画における市街地等の復興の位置付け

- 土地利用の検討

災害が起きる前の「事前防災まちづくり」

- 安全な地域への移転促進

手引書に基づく訓練

- 基礎データの事前整理
- 復興都市計画事業の実施手続きの理解と習熟
 - ✓ 全体訓練
 - ✓ 地区別訓練

事前復興まちづくり計画と手引書の役割

国

復興まちづくりのための 事前準備ガイドライン

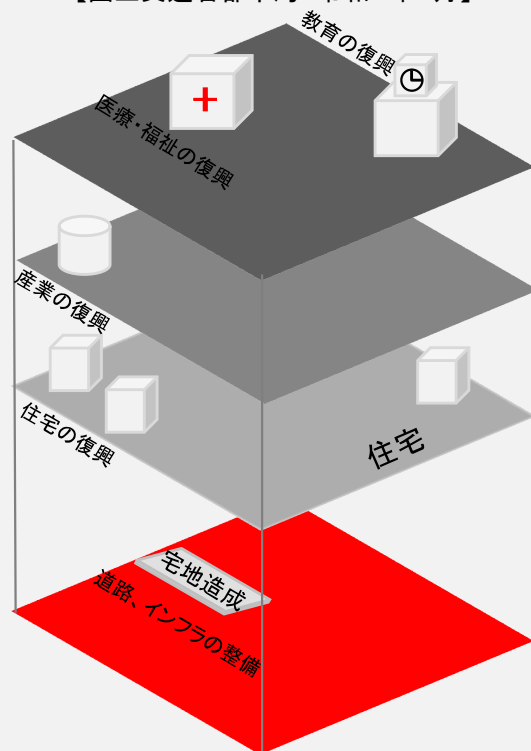
【国土交通省都市局 平成30年7月】

復興事前準備の主流化に向けた 取組事例集

【国土交通省都市局 令和4年12月】

事前復興まちづくり計画検討のた めのガイドライン

【国土交通省都市局 令和5年7月】



イメージ図 都市の復興

県

高知県南海トラフ地震による 災害に強い地域社会づくり条例

南海トラフ地震対策行動計画 【南海トラフ地震対策課】

高知県復興方針(草案) 【南海トラフ地震対策課】

高知県事前復興まちづくり計画 策定指針

【南海トラフ地震対策課】



高知県大規模災害復興都市計画 手引書

【都市計画課】

【被災後の手続編】

手続きのとりまとめ
解説

【事前の取組編】

土地利用の検討
手引書に基づく訓練

市 町 村

上位計画

市町村 総合計画

国土強靱化 地域計画

防災・まちづくりに関する計画

事前復興まちづくり計画

市町村 復興に関する事前準備

- 市町村の現状整理と課題分析
- 市町村の復興方針策定
- 復興組織づくり
- 復興業務手順書の作成
- 対象地区の選定



地区 事前準備まちづくり計画(案)

- 地区の現状整理と課題分析
- 地区の事前復興まちづくり計画



- 事前に取り組む施策、事業検討

土地利用の検討

拠点整備

津波防災
拠点整備
事業

高台移転

防災集団
移転促進
事業等

現在位置 での面整備

土地区画
整理事業等

手引書に基づく訓練

被災調査から建築制限
都市計画決定等までの行動手順
「事前の準備」の大切さの理解